

ID: 1291

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	特別療養証明書の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】	<p>省令第28条第2項の規定による。 (特別療養給付の申請)</p> <p>第28条</p> <p>2 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書（以下この条において「特別療養証明書」という。）を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 市町村 様式第2による特別療養証明書</p> <p>(2) 組合 様式第2の2による特別療養証明書</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日